

令和5年度（2023年度）

産業廃棄物処理施設の事業計画書縦覧一覧

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例に基づく縦覧

条例第20条第2項

知事は、前項の規定による事業計画書の提出があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨その他規則で定める事項を公告するとともに、当該事業計画書を公告の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供するものとする。

| 事業者      | 施設の種類                  | 公告日        | 縦覧期間                         |
|----------|------------------------|------------|------------------------------|
| 日本製紙株式会社 | 政令第7条第7号、第8号の2<br>破碎施設 | 令和5年3月24日  | 令和5年3月25日から<br>令和5年4月24日まで   |
| 高森商事株式会社 | 政令第7条第7号<br>破碎施設       | 令和5年10月24日 | 令和5年10月25日から<br>令和5年11月24日まで |
| 株式会社丸信産業 | 政令第7条第14号ロ<br>安定型最終処分場 | 令和5年12月8日  | 令和5年12月9日から<br>令和6年1月9日まで    |